

長野市「都市ブランドデザイン」の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野市（以下、「市という。」）が、未来に向けて「選ばれる都市」となるために、市の魅力や価値を都市イメージとして可視化した「都市ブランドデザイン」（以下、「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、デザインとは、別記「都市ブランドデザインガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に規定するロゴ、メッセージ、ビジュアル（全体又は一部）のことをいう。

(デザインに関する権利)

第3条 デザインに関する一切の権利は、市に属する。

(使用の承諾)

第4条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ長野市長（以下、「市長」という。）の承諾を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、ガイドラインに規定する「参考レイアウト」を変更なく使用するときは、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体及びその他公共団体が、公用又は公共用に使用するとき
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (3) その他公益上の観点から市長が適当と認めるとき

2 前項の市長の承諾を受けようとする者は、「ながの電子申請サービス」又は「長野市『都市ブランドデザイン』使用申請書（様式1）」を次の各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) デザインの使用内容がわかる企画概要及び完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用承諾の基準等)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容をガイドラインに基づき審査し、当該使用が市のブランド力の向上に寄与すると認めるときは、使用を承諾するものとする。

2 デザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はこれを承諾しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 営利団体等が専ら利益を図る目的で使用し、消費者利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (4) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する者が営業又はその広告等に使用するとき及びこれらの者に販売する商品等に使用する場合
- (6) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (7) デザインの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) デザインのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) その他承諾することを市長が不適当と認める場合

3 市長は、デザインの使用を承諾するときは、「長野市『都市ブランドデザイン』使用承諾通知書（様式2）」により、申請者に通知するものとする。

（使用承諾の条件）

第6条 市長は、前条の使用承諾に際し必要があると認める場合には、デザインの統一性を図るため、申請されたデザイン等の修正を求めることがある。また、デザインの使用方法その他について、条件を付することができる。

（使用料）

第7条 デザインの使用料については、当分の間、無料とする。

（地位の継承）

第8条 相続人、合併等により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承諾に基づく地位を継承することができる。

（使用上の遵守事項）

第9条 デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された使用項目のみに使用すること。
- (2) ガイドラインに従って正しく使用すること。
- (3) デザインの表示は、市産品であることや当該商品の品質又はサービスの内容を市が保証するものではないため、当該使用に係る物件に「長野市推奨・認定」等の文言は使用しないこと。
- (4) 承諾に際して「デザインは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合はそれに従うこと。
- (5) 市長が必要と認めた場合に、当該使用に係る物件の完成品を市長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (6) 第5条の承諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

（承諾内容の変更等）

第10条 デザインを使用する者が、使用承諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ、「ながの電子申請サービス」又は「長野市『都市ブランドデザイン』使用変更申請書（様式3）」を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときには、変更を承諾し、「長野市『都市ブランドデザイン』使用変更承諾通知書（様式4）」により、申請者に通知する。

（承諾の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用（使用変更）承諾を取消し、デザインを使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承諾が取り消された場合、承諾取消の日から使用することができないものとする。

- (1) 使用する者が、この規程に違反した場合
- (2) 使用する者が、第6条の使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 第5条第2項各号いずれかに該当するに至った場合
- (4) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (5) その他使用の継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項の規定による使用承諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、デザインを使用する者に、その使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性)

第12条 市長は、使用者に対し、承諾した用途に限定してデザインの使用を承諾するものであり、使用者が自己の商標や意匠とするなど独占して使用する権利を付与し、又は、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 市は、使用承諾の申請に要した経費及びデザインの使用の承諾を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 市は、デザインの使用を承諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

3 使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(事務)

第15条 本規程に関する事務は、市企画政策部広報広聴課が行う。

(その他)

第16条 本規程に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この規程は、令和6年1月19日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から一部改正する。